

## 広島県警察本部告示第8号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、手数料徴収事務を次のとおり委託した。

平成24年9月10日

広島県警察本部長 井 口 齊

### 1 手数料の名称

- (1) 原付講習に係る講習手数料
- (2) 高齢者講習に係る講習手数料
- (3) 認知機能検査に係る検査手数料

### 2 委託した者

- (1) 名称  
新星工業株式会社
- (2) 所在地  
三原市小坂町891番地の1

### 3 委託期間

平成24年8月22日から平成25年3月31日まで